

平成25年度 人事行政の運営等の状況

1 職員の状況

(1) 対前年度比較

(単位:人)

区 分	平成25年4月1日	平成24年4月1日	増減
事 務 局	4	4	—
きれいセンター	8	9	△1
計	12	13	△1

(2) 職員の配置状況

(平成25年4月1日)

区 分	職 名					計
	事務局長	係長	所長	主任	主任技師	
事 務 局	1	1	—	2	—	4
きれいセンター	—	—	1	5	2	8
計	1	1	1	7	2	12

2 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成25年4月1日)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芸北広域環境施設組合	41.1歳	331,425円	399,482円	349,783円
安芸高田市	45.2歳	354,290円	399,977円	370,575円
北 広 島 町	45.0歳	348,688円	418,804円	370,824円
広 島 県	43.4歳	335,404円	419,973円	375,236円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

4 国の平均給与月額には、「通勤手当」、「時間外勤務手当」及び「特殊勤務手当」等を含んでいない。

3 特別職の報酬等の状況

(平成25年4月1日)

区 分		年 額	区 分		年 額
給 料	管 理 者	60,000 円	報 酬	議 長	30,000 円
	副 管 理 者	50,000 円		副 議 長	25,000 円
				議 員	20,000 円
				監 査 委 員	20,000 円